

更生保護と就労支援



広島保護観察所長

古賀 正明

広島の更生保護関係者の皆様、とりわけ就労支援関係者の皆様と、更にもう1年一緒に働けますこと、30年前の新任保護観察官時代の2年分の御恩返しを3年かけて続けられることに、感謝しております。

さて、就労支援に関わる多くの方々が実感なさっていると思いますが、「最近、保護観察所から就労支援を依頼してくる人たちの対応が難しくなってきた」「就労支援以前に、一般的な就労が難しい人が増えてきた」「就労に向けた準備や動機付けさえ不十分な人たちが増えてきた」ように感じるようになってきました。

この状況を踏まえ、法務省としては、「一般就労と福祉的就労の狭間にある人」などに対して、新しい就労支援を行うべく、令和8年度予算を要求しましたが、消費税減税のための新規事業抑制の波に飲み込まれて、予算化することができませんでした。

一方で、広島では精神障害等の生きづらさや働きづらさを抱えた保護観察対象者の割合が全国平均より5%も高く、保護観察開始時も無職、保護観察終了時も無職で保護観察を終える対象者が少なくありません。

他方、皆様のおかげで、広島における保護観察中の成人対象者の再犯者数は、保護観察対象者数が大幅に増えている中であっても、確実に減ってきております。だからこそ、広島の更生保護の充実発展のためにも、このような生きづらさを抱えた保護観察対象者の就労支援についても、関係者の皆様の御理解・御協力を宜しくお願い申し上げます。

就労支援の状況〔令和7年度〕

更生保護就労支援事業

平成27年度より法務省より受託している事業です。刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であり、無職で保護観察を終了した者の再犯率が有職で保護観察を終了した者の約3倍に上っています。刑務所出所者等の再犯防止と円滑な社会復帰を実現するためには、就労支援が極めて重要であり、関係機関等と協力してきめ細やかな支援を行うとともに、新たな協力雇用主を確保するなどの事業展開を継続しています。

令和2年度から、「就職活動」に加え「職場定着」事業が始まり、支援対象者がより長く職場に定着できるよう活動しています。令和7年度1月末現在、就職活動121名、職場定着65名の支援活動を行い、42社の協力雇用主のもとでの就労に結びついています。また協力雇用主の新規開拓についても、新たに38社の事業主に登録いただいております。

刑事司法手続終了者に対する支援事業

平成29年度より、広島県・広島保護観察所と連携した「非行少年等就労支援事業」を実施し、令和元年度からは、広島県が国より委託を受けた「地域再犯防止推進モデル事業」の一環で、「非行少年等立ち直り支援事業」を実施してきました。令和3年度からは、「刑事司法手続終了者に対して就労支援」を実施しています。対象者の枠を、少年のみならず、刑事司法手続の終了により支援を受けることのできない人（保護観察が終了した人）、もしくは起訴猶予等の人達にまで拡張し、就労意欲を有し支援を必要とする全ての対象者の就労をサポートします。

令和7年度1月末現在、依頼された対象者は14名で、そのうち1名が協力雇用主のもとで就労、1名が自己開拓で就労しました。ほとんどの対象者が福祉の支援を希望することになり、厳しい結果となっています。

広島弁護士会との就労支援協定

平成30年度に締結した広島弁護士会との協定に基づいた就労支援活動です。広島弁護士会に所属する弁護士が担当し、就労を希望する人が当機構の支援制度を利用することにより、刑が確定する前から支援を開始し就労することによって、地域社会の中での更生を目指すことを目的としています。今年度は、3名の少年を含む5名の者に対して就労支援を行いました。3名の少年は少年院送致となり、1名の高齢の対象者が協力雇用主の元で就労を始めています。見守っていきたいと思います。

就労体験セミナー事業・給与支払助成事業

当機構では、就労に長く結びつくために、独自の2つの事業を実施しています。

「就労体験セミナー」を受講する対象者は、就職を目指している職種の協力雇用主のもとで就労を体験します。対象者は就労に向けた生活リズムや心構えを身につけることができ、協力雇用主側では対象者の仕事に対する適性など

を見ることができるシステムです。今年度は、県事業の対象者も含め、令和7年1月末現在で14名に対して実施しており、6名がセミナー体験後の雇用につながっています。

「給与支払助成」は、協力雇用主が奨励金制度外の対象者を雇用した際に、一定の金額を助成する制度です。今年度は、県の対象者を継続雇用している事業者に対し、2名分助成することができています。

令和7年度就労支援研修会の開催

令和7年11月12日、広島弁護士会館において、広島県保護司会連合会等関係4団体の共催で、開催されました。本年度は、協力雇用主の先駆者として著名な、北九州市から有限会社野口石油取締役会長の野口義弘氏を招へいし、「地域での立ち直り支援『信じ続ければ、応えてくれる。』」を演題としてご講演を賜りました。

同氏は30年以上にわたり、多くの非行歴・犯罪歴のある少年等を採用し続けている事業者で、対象者一人ひとりにかける愛情や優しさ、信頼する心、支援し続けること等、その変わらない姿勢と素晴らしい家族に支えられた活動等が紹介されました。

当日は、県下で日頃から対象者を積極的に受け入れている協力雇用主にも参加を頂きましたが、我が社も対象者が心から「居場所」として思ってくれるようにしなければ等、大いに参考になりましたとの声もありました。また、就労支援の道しるべともなり、「新たな被害者も、新たな加害者も出さない。」安心・安全なまちづくりの推進に一層努力したいとの思いをした講演会でした。

今後とも、県下更生保護団体の皆さんと一層連携し、より確かな就労支援に尽力したいと思います。参加された皆様、ありがとうございました。



講演していただいた方…野口義弘様（有限会社野口石油取締役会長／福岡県協力雇用主会会長／特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構常務理事）

協力雇用主さんと雇われた人の

往復書簡

「感謝の気持ち」

〇さん

私は、これまで決して順調な人生を歩んできたわけではありません。

将来に希望を持てず間違った選択をしてしまったことがあります。

今の会社と知り合って、少しずつではありますが、真面目に頑張っています。

最後に、こんな自分と真剣に向き合い手を差し伸べてくださった社長、そして会社の皆さんに心から感謝しています。



「共に生きる」

協力雇用主Yさん

私は、数年前から協力雇用主として登録し、就労支援に関わってきました。

当初は知識も経験もなく、共に働く中で多くの事を学ばせて頂きました。

現在働いている彼は、幼少期から恵まれた環境で育ったわけではなく、人を信じるのが苦手だったようです。

その一方で「認められたい・必要とされたい」という思いを強く持っている事が、日々の関わりの中で伝わってきました。

過去の過ちを正当化する事はできませんが、一人の人間として向き合い、理解し役割を与える事で社会の一員として力を発揮できていると感じています。

再犯を防ぐ為にも安定した生活基盤を築き、働く場所があること、人と良いつながりがあり共に考え共に支えて行く事が大事であると思います。

～明るい笑顔で思いやり～

広島県更生保護女性連盟

会長 山野 千佳子

戦後の混乱している時に、家を失った子どもたちを「ほっとけない」精神から、全国各地で更生保護女性会活動が始まりました。

私達、広島県更生保護女性連盟は昭和39年に結成しました。

以来、62年、きめ細やかな思いやりと愛情をもって、犯罪や非行に陥った人たちの立ち直りを支援するとともに、青少年の健全育成等に広島県内23地区の会員皆様と積極的に協力し、活動しています。



瀬戸内高校
“チャリティー茶会”サポートメンバーの皆さん



犯罪予防活動として紙芝居を実施

年間の行事も、ミニ集会や社会を明るくする運動などの広報活動、子育て支援や更生施設での食事作り、保護観察対象者が行う社会貢献活動の協力等、各地で活躍しております。

各種研修会を催し、会員の自己研鑽と地区活動の活性化を図っています。

また、他の関係団体とも連携しながら、合同研修会や、各地区で幅広い活動を行っています。

これらの活動資金の確保のため、年一回、社会を明るくする運動協賛のチャリティー茶会の開催や矯正展でのバザーの開催、広報物資の販売など、各地区一丸となって協力頂きながら頑張っております。

昨今は社会情勢もより複雑になり、犯罪や非行に陥りやすく、立ち直りにも困難な状況ですが、少しでも、更生への援助や安心安全な社会づくりのためにと、会員一同明るい笑顔で楽しみながら活動を進めていきたいと考えております。

これからも私達に温かな心で色々とお協力をよろしくお願いいたします。



ウィズ広島にて端午の節句イベント

今回は、「広島県更生保護女性連盟」を紹介いたします。地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。全国で約15万人以上の会員を持ち、地域の公民館、学校等に地域住民の参集を求めて、その地域の実情に即した非行問題等を話し合うミニ集会のほか、親子ふれあい行事や子育て支援の活動などに取り組んでおられます。広島県更生保護女性連盟は、旧称「更生保護婦人連盟」として1964年に結成された歴史のある更生保護団体です。会の趣旨に賛同する女性であれば、どなたでも参加できます。

中地区協力雇用主会

中地区会長 島田 福介

中地区協力雇用主会は、平成16年4月に設立され、今年で22年を迎えます。

これまで、協力雇用主会・保護司会・更生保護女性会と協力して、社会を明るくする運動・刑務所等の施設見学・合同の研修会や新年会等を開催し、連携を深めながら活動をしております。

協力雇用主会の活動といたしましては、コロナ禍までは、株式会社社善管の小林様と二人で、中区にある吉島刑務所を訪問し、協力雇用主会・広島県就労支援事業者機構の会員企業の皆様が求める人材・雇用条件・現在の景気状況等を受刑者の方々に伝えるべく、年4回、2時間程度話をまいりました。

現在、外国人実習生や研修生は多数来日しており、出所者等の就労環境は決して楽なものではありません。

これからも、中区内にあるウィズ広島をはじめ各団体の皆様のご指導を頂きながら、連携を深めつつ、会員企業の皆様と共に、再犯防止のため、引受企業の会員増強・就労支援活動を行ってまいります。



「岩国刑務所視察」



令和7年度「中地区保護司会との定例研修会」

広島県協力雇用主会連絡協議会より

広島県協力雇用主会連絡協議会は、平成10年3月27日に結成されました。更生保護の趣旨に賛同して各保護区で結成された県内の地区協力雇用主会を会員として組織しており、中、東、南、西、安佐南、広島佐伯、東広島、大竹、呉、竹原大崎、尾道、三原、福山の13地区に設置されています。三種会員892社の協力雇用主のうち、215社の協力雇用主がそれぞれの地区会に加入しています。地区協力雇用主会に加入すると、地区会および連絡協議会等が実施する矯正施設参観等の各種研修会への参加や、地区会で開催される各種行事の参加ができ、異業種間での交流を持つことができます。

地区の協力雇用主会に関心のある方は下記までご連絡ください。事業所所在地の地区会にお取次ぎいたします。

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局（広島県就労支援事業者機構内）**TEL 082-211-2240**

更生保護で活躍されている「保護司」って、どんな役割を担っているの？

犯罪や非行のない、安全安心な社会の実現は、全ての人の願いです。その実現は容易ではありませんが、少しでも犯罪や非行を減らすために大切なことの一つは、過ちを犯した人の再犯や再非行をできる限り少なくすることです。保護司は、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、現在、全国で約4万6000人が保護司として活動しています。

なぜ犯罪や非行をした人の支援が必要なの？

犯罪や非行により裁判所で何らかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。その際、いかに本人が反省し、やり直そうと思っても、本人が有するハンディキャップや社会の側のバリアなど様々な要因により、社会の中に居場所が得られず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。

安全安心な地域社会を実現するには、犯罪や非行をした人が過ちを繰り返さないようにすることが大切であり、そのためには、彼らを社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れて、立ち直りを支えていくことが重要です。この活動のことを「更生保護」といいます。

日本では、国（法務省保護局）と民間のボランティアとの協働体制のもとで更生保護が推進されており、保護司はその中で中心的な役割を果たしています。



更生保護マスコットキャラクター
更生ペンギンの「ホゴちゃん・サラちゃん」

具体的にはどんな活動をするの？

保護司の活動を大別すると、以下の2つがあります。

1. 犯罪や非行をした人の立ち直りを助ける活動
2. 地域の方々に立ち直りについての理解と協力を求め、安全安心な地域づくりを進める活動

なぜ保護司のような民間ボランティアの協力が必要なの？

罪を犯した人の更生には、地域の支援と理解が不可欠です。保護司のような地域のボランティアが、地域の事情に通じていることや民間人としての柔軟性を活かし、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することは、非常に重要な意義を有しています。

「全国保護司連盟」HPより抜粋

<https://www.kouseihogo-net.jp/hogo/hogoshi/index.html>

●事務局より

広島県就労支援事業者機構 理事会・総会のご案内

来る令和8年5月21日（木）午後1時より、広島県立総合体育館大会議室において「令和8年度広島県就労支援事業者機構 理事会・総会」を開催いたします。今後の活動の展開につき会員の皆様と協議いたしたく存じます。会員の皆様には改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

「就労支援ひろしま」第10号（年刊） 発行：令和8年3月

〈編集・発行事務局〉

広島県協力雇用主会連絡協議会事務局
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構

〒730-0014 広島市中区上幟町3-26 広島メイプルビル5階

TEL&FAX 082-211-2240

<https://www.hiroshima-syuurou.jp/> E-Mail : info@hiroshima-syuurou.jp



ホームページは
こちら

人はみな、
生かされて
生きてゆく。
更生保護ネットワーク

